

食の安全確保を求める意見書

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や有害物質の混入、事故米問題など、「食の安全」を根底からゆるがす事件や事故が多発している。

特に事故米問題では、農林水産省は、その責任を果たさなかつただけでなく被害を拡大させた責任は重大であり、国民の不信、怒りは極めて大きいものがある。現在、農林水産省は、業務・組織の見直しを行うための取組を進めているところであるが、同様の事態を二度と起こさないよう猛省し、改革を進めるべきである。

また、近年相次いでいる消費者問題はいずれも深刻な様相を呈しており、「消費者行政推進会議取りまとめ」（平成20年6月13日）によれば、縦割り行政の欠陥がその大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を排除し、消費者の視点に立った行政への転換を図るべきである。

よって、国におかれては、食の安全の確保を図ることはもとより、内閣府の下に消費者庁を早期に創設し、一元的な消費者行政を推進するよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進を図り、食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティシステムの確立により食品の流通を一層明確にすること。
- 2 輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。
- 3 政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
農 林 水 産 大 臣	石 破 茂 様